

## 市内保育所・幼稚園等を福祉避難所として指定することについて

### 1. 福祉避難所の定義と対象について

○福祉避難所については、災害対策基本法施行令に、災害対策基本法による避難所の指定基準の一つとして、以下のように規定

「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。」（災害対策基本法施行令第20条の6第5号）

○内閣府令で定める基準は、次の通り（災害対策基本法施行規則第1条の9）

- ・ 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この条において「要配慮者」という。）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- ・ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- ・ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

### 2. 福祉避難所として利用可能な施設について

○「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成28年4月内閣府策定）において、福祉避難所として利用可能な施設として、以下のような施設を想定（「バリアフリー」「支援者をより確保しやすい施設」を主眼において選定）。

- ・ 一般の避難所となっている施設（小・中学校、公民館等）
- ・ 老人福祉施設（デイサービスセンター、小規模多機能施設、老人福祉センター等）
- ・ 障害者支援施設等の施設（公共・民間）
- ・ 児童福祉施設（保育所等）、保健センター、特別支援学校
- ・ 宿泊施設（公共・民間）

3. 保育所等を福祉避難所として指定している自治体について

○鹿児島県内の指定状況

- ・鹿児島市 … 非公開
- ・薩摩川内市 … 福祉避難所を指定していない
- ・始良市 … 同上
- ・鹿屋市 … 大規模災害時に福祉避難所を開設する協定を市内の老健施設等と結んでいるが、保育所等は含まれない。
- ・日置市 … 同上

○全国の指定状況

- ・千葉県我孫子市 愛知県豊明市 大分県豊後大野市など … 市内の保育所等を福祉避難所として指定

4. 保育所等を福祉避難所として指定することに際しての課題等について

○保育所等を福祉避難所に指定することによるメリット・デメリット

<メリット>

- ◇災害時においてライフラインの停止などにより本来の施設としての機能が停止する場合には、福祉避難所として機能することが可能。

<デメリット>

- ◆時間経過に伴って復旧・復興が進むと、本来の保育所等としての機能を優先させなければならず、避難が長期化するような場合には、福祉避難所機能の早期解消を図るなどの対策が必要。

○現時点での考え方

※防災担当（安心安全課）への確認結果

- ・乳幼児用のトイレ等の整備はあるが、大人用の施設が不足。家族単位での避難に対応できるか疑問。
- ・緊急時に契約園児の受け入れが優先され、その他の避難者の受け入れがどの程度可能か不透明。
- ・現在、高齢者及び障害者施設について福祉避難所として指定可能か、長寿・障害福祉課と協議中。また、民間の宿泊施設についても、協定締結を検討中。

→以上のことから、現時点で保育所等との協定締結については考えていない。